

国自審第 437 号
平成 30 年 6 月 5 日

株式会社 S U B A R U
代表取締役社長 吉永 泰之 殿

国土交通省自動車局長
奥田 哲也

完成検査における不適切な取扱いへの対応等について

昨年 12 月 22 日及び本年 2 月 1 日付けで、燃費・排出ガス検査の測定結果の書き換え事案に関し、詳細に調査し報告するよう指示し、本年 4 月 27 日付け「「完成検査における不適切な取扱いへの対応について」についてのご報告」により、貴社から燃費・排出ガス検査に係る不正な書き換え事案についての報告を受けたところであるが、その後に行った立入検査の結果の精査の過程で、①運転が測定モードに合わせられず失敗（トレースエラー）した測定及び②測定室内の湿度が範囲外であった測定（湿度エラー）に対し、書き換えを行う等により有効な測定として処理した事案が判明したところである。

このことは、貴社における不適切完成検査事案の全容説明に対する取り組み姿勢に疑問を抱かざるを得ず、極めて遺憾である。

については、万全の調査態勢を構築した上で、新規判明の二事案に関し徹底調査するとともに、他に完成検査に係る不適切事案が無いかどうかについて徹底調査し、その結果に基づき再発防止を策定の上、一ヶ月を目途に報告するよう求める。

なお、本報告要請は、道路運送車両法第 63 条の 4 第 1 項、第 75 条の 6 第 1 項及び第 100 条第 1 項の規定に基づくものであり、報告の内容によっては、新たな措置を講じることがあることを申し添える。